

平成26年度 第1回 小平市男女共同参画推進審議会 会議要録

日時：平成26年5月30日（金）午後3時～5時

場所：小平市役所 504会議室

1. 出席者

小平市男女共同参画推進審議会委員：10人（欠席者0人）

2. 傍聴者

4人

3. 会議資料

<u>資料1</u>	小平市男女共同参画推進審議会委員名簿
<u>資料2</u>	小平市男女共同参画推進審議会条例
<u>資料3</u>	小平市男女共同参画推進審議会規則
<u>資料4</u>	小平市男女共同参画推進審議会の概要
<u>資料5</u>	平成26年度男女平等推進事業スケジュール

4. 内容

- ・委嘱状交付
- ・市長挨拶（副市長代読）
- ・委員自己紹介
- ・会長、副会長選出

5. 議題

- (1) 小平市男女共同参画推進審議会について
- (2) 小平アクティブプラン21（第二次小平市男女共同参画推進計画）の概要
- (3) 平成26年度事業概要

6. 会議記録（要約）

議題（1）小平市男女共同参画推進審議会について

会 長：第1回小平市男女共同参画推進審議会を開催する。本日は事務局からの説明が主であるが、委員も質問をして、意見を交わしていきたい。まず議題（1）小平市男女共同参画推進審議会について、事務局より説明を。

事務局：本審議会の設置根拠である小平市男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）を説明する。条例は平成21年4月1日施行。男女共同参画に関する条

例制定は、多摩 26 市中 11 市（小平市は 10 番目の制定）である。男女共同参画社会の実現に向けては、男女共同参画基本法があり、東京都においては男女平等参画基本条例が制定されているため、あえて基礎自治体で制定する必要はないという自治体もある。一方で小平市においては、早い時期から女性の地位向上、男女平等、男女共同参画社会の実現を唱える女性団体、市民団体等の活発な動きが原動力となり、条例制定に至っている。

なお、小平市の条例は、いわゆる理念条例であり、市民や事業者に対して、強制する性質ではなく、また、生活や活動を制限するものでもない。

第 3 条には 7 つの理念が掲げられ（第 3 条第 1 号から第 7 号を紹介）、第 4 条以降では、市の責務、市民等の責務、事業者の責務を定めて、相互が連携、協力し取り組むこととしている（ただし強制力はない）。

そして、第 18 条から 22 条で、本審議会を規定している（資料 3 及び資料 4 参照）。委員の構成は、学識経験を有するもの 4 人、公募市民 4 人、事業者又は団体の代表 2 人とし、幅広い見地から様々な意見をいただく主旨である。所掌事務（具体的な役割）は、市の男女共同参画推進計画（アクティブプラン 21。以下「計画」という。）の進捗管理を行うこと。また、計画の計画期間が平成 19 年度から 28 年度であるため、28 年度は次期計画を策定する。よって、今年度と来年度（27 年度）は、計画の改定に向けた有意義な議論と実効性の高い計画になるための方策を審議いただきたい。

会 長 : 小平市男女共同参画推進条例、及び本審議会の役割やスケジュールについて説明があった。特に、条例についてはもう少し丁寧に理解していくこととする。「理念条例」の説明を事務局にお願いする。

事務局 : 市の条例は、国でいう法律に当たる。例として「小平市市税条例」では、課税し徴収するという決まりごとを規定している。これに対し、理念条例とは、細かい決まりごとではなく、市の考えや目指すべき方向性を表明するものである。

会 長 : 小平市の男女共同参画推進条例では、7 つ理念があり、それを第 3 条で示している。たばこのポイ捨てを例に挙げる。たばこのポイ捨てを無くそうと条例を制定するとき、「たばこのポイ捨てはしないようにしましょう」と掲げるだけだと理念条例。一方、理念だけではなく、千代田区のように罰則を設けて、監視員が交差点等を巡回するよう規定する条例は、理念条例ではない。たばこのポイ捨てのように、罰金や人員を配置しないと改善が困難な性質であれば、罰則規定が実行性を持つ。

条例とは、理念を謳うというのが大きな役割だが、理念をどうやって実現し

ていくかがポイントである。理念（意識啓発）だけでは何も変わらないといった場合に、他の方法を講じるか、ここは総合的判断になってくる。再度、たばこの例では、たばこの市内販売をなくすといった決断には、たばこ事業者との関係、たばこ税の歳入が減少する、といった側面も当然あるわけで、慎重な判断を要するのである。

では小平市は、条例の理念を推進していくために何をしていくか。それが、推進計画をつくるということ。計画を策定し、多くの事業を掲げている。事業実績は1年ごとに本審議会に報告され、成果や推進状況を確認する。審議会は、同じやるならこうやった方が良いなど、意見する役割を担っているのである。さらに、本審議会の任期中（2年間）の後半は、計画の改定準備時期になるため、毎年の推進状況や小平市の現状を十分に踏まえたうえで、次期計画には、今以上に力を入れる取り組みがあるのか、新たな課題があれば市に事業化してもらおうよう促してもいく。

小平市の条例は、推進計画をもって理念を実現するように構成しているが、市内の事業所で男女平等の観点で非常に問題のある（雇用等が行われていた）場合、その問題をどうするかまで踏み込んだ条例にする考え方もあるだろう。ただし、このような踏み込み方は、法律との関係上とても難しく、市の条例で、どこまでできるか判断は慎重を期すのである。

今は地方分権の時代で、基礎自治体が一番良い仕事をする時代。国や都の制度をどう活用して（法律を読み込んで）市がどの範囲までできるか、女性の働きやすい職場をつくるのか等々、考えていく必要がある。条例は武器にもなる。条例に明記されれば、市は安心して取り組めるし、市民も引き受けるということである。条例にあることに予算がつけられるならば、条例は市民にもっとわかりやすいだろう。ただし、条例が現実に実行性をもつのか、という点については、かなり慎重な判断が必要で、ただ厳しい条例を作れば良いというものでもない。ほかに質問があるか。

委員：男女共同参画推進審議会と、男女共同参画推進実行委員会（以下「実行委員会」）の違いを知りたい。実行委員会は、広報誌『ひらく』を作っている公募市民。審議会は、具体的事業を行うのではなく、市の事業について評価・審議するのか。

事務局：実行委員会は毎年公募した市民で構成。市（青少年男女平等課）と一緒に講演会や広報誌『ひらく』の発行、講座の開催など、事業を企画・運営する団体。審議会は、実行委員会の事業も含めた市の事業や施策に対して、意見する。実際に審議会委員が事業を担うのではなく、全市的な視点で、施策推進のための審議を行う場である。

会 長 :小平市では、男女共同参画事業の実施を、市民の参加で推進している。実行委員会はいわゆる「市民の行政参加」といったもの。これに対し、審議会は(条例18条参照)、条例で設置された「市長の附属機関」である。条例上の機関とし役割は重く、よって審議会から出された答申は、市長は重く受け止めなければならない。

我々(委員)の基本の考え方は、それぞれが現場を持ち、男女共同参画についての立場や率直な意見もある、この意見はもちろん意味があるが、審議会の場にあっては、市全体、市民全体を見渡したときに、それは適切なのか、仮に内容が適切であっても全体の公共性の観点ではどうか、といった両方を観ていくことが必要なのである(内容は適切であっても、そこに職員を配置したり予算をつけることが全市的に適切なかどうか…といった全体の公共性の観点)。もちろん、具体的に現場で起きている事は重要であるから、審議会は、それが解決すべき課題だとしたら市は何をすべきか、ということを考えるのである。1人の市民として、現場の者として、そして市民の代表者(=全体の公共性の視点)として…よって役割は重い。だからこそ、これは言うべきという事については、責任をもった上で事務職員を説得してでも市長へ意見することができるとい立場なのである。

委 員 :本審議会は、条例そのものではなく推進計画の事業がきちんと実施されているかをチェックする機関だと認識していたが、どうなのか。

事務局 :条例は長い期間をかけ検討し、議会の議決も得たもの。簡単に改正するものではない。本審議会では、実際には計画の推進状況のチェックが主になる。

会 長 :条例の9条(推進計画)及び10条(年次報告)の規定のとおり、本審議会は推進計画に関すること(チェック)は少なくともやらなければならない。一方で、第19条の所掌事務をご覧いただきたい。「審議会は…その権限に属するとされた事項について審議するほか、市の男女共同参画に関する重要事項について市長の諮問を受けて審議し、又は市長に意見を述べる事ができる」とある。ですから、必要があれば条例を変えることもできるし、しないこともできる。

例えば…DV(ドメスティック・バイオレンス)が起きていたとする。しかし、それに対応する仕組みが市にないとしたら極めて問題。そこで対応策として、市が全て網羅しろとは言わないが、民間のNPO等を誘致し対応しなさい、ということもできる。

そもそも、市長から諮問事項がなく、計画の進捗管理だけを行う審議会だった、という事自体が実は問題。1万円以上の報酬をいただく以上、諮問事項があつていいし、もっと仕事をする審議会であつてもいい。ただ、そうできない

事情が市にもあるので、それごと受け止めてやっていくことにしたい。
審議会は、重くやることもできるし、軽くやることもできるが、市民の時間を多く使うのだから、時間を費やす以上は中身のある議論をしたい。

委員：審議会は年2～3回開催である。とすれば、役割の主旨から逸れる議論はしないほうがいいのかとを感じるが。

会長：審議回数は、場合によっては増やせる可能性もあろう。小平市は、取り組みが進んでいる自治体では決してない。大事なことは、先駆的であることではなく、そうである今の市の実情を、良く踏まえる（実情を知る）ことなのである。実情をきちんと捉えたうえで、そこから一步でも二歩でも先に進めるためには、どうすべきか、を丁寧に考えることである。施策を進めることのできる自治体とは、実情（現状）を良く理解している自治体といっても過言ではない。市が大きな事業に取り組むのは、実は大変なことなので、よく現状を分析した上で「こうしたほうが良い」といったほうが有効である。

地方自治の専門家が見れば、小平市はメリハリのない市と言うこともできる。税金は適度にある。小平市は今まで、何でも平均的にできて、建物も作れた。一方で、さらに施策を重点化すれば、事業のやり様は豊富にあって、財政面でもより余裕と特徴が浮き出てくる。多岐にわたって施策事業を展開しているがゆえに、現状では新規事業になかなか手が出ない。本来、国や都の予算を前提に事業実施を検討するというのは本末転倒で（お金がつくから実施するという考え方）、本来は、必要なもの（施策事業）に対して、お金をどう捻出していくかを検討すべき。

さらに言うと、職員は大事。職員数を増やしてもいいから、その分きちんと働いてもらいましょうよ、という議論があってもいい。ではなぜ小平は今のようになったのか、それは市民が遠慮するから。さらに言えば、強く言いすぎる人と、遠慮する人のバランスが悪い。大事なことは、言うにしても、よく配慮した上で、私たちも応援するという姿勢なのだ。

私自身は、地方自治のことを30年以上研究してきたので、地方自治の立場から男女共同参画を考えていきたい。私は現場を持っていないので、委員の皆様の、現場それぞれの立場（子育て支援、保育者、親、地域、働く女性の立場…）で、勇気を持って意見していただければ、会長として丁寧にまとめていきたい。社会制度が整っていたとしても、事実上は男女平等でない（例：結婚退職を強いられる職場等々…）など、現実社会にまだまだあることなのだろう。直接でも間接的であっても、何らかの仕掛けで社会を良くしていきたいと考えている。

国の政治を変えるのは、相当の時間と労力があるもの。しかし10年頑張れば、地域は変えられるものである。地域は頑張るに値する。

議題（２）小平アクティブプラン 21（推進計画）の概要

会 長 : では次の議題に入る。

推進計画（小平アクティブプラン 21）について、事務局より説明を。

事務局 : 本計画は

- ・国の男女共同参画基本計画、東京都行動計画との整合・連携を図り、
- ・小平市第三次長期総合計画・前期基本計画の部門計画として位置づけ、
- ・男女共同参画基本法第 14 条第 3 項においては、市町村は基本計画を策定するよう努めなければならないとしている。（国、都道府県は策定義務）
- ・条例によっても規定される推進計画（平成 21 年 4 月条例）
- ・計画期間は平成 19 年度から 28 年度までの 10 年間
- ・小平市の基本理念は
 - ①「すべての人が自分らしく」あり続けることのできる社会の実現を目指す（基本的人権が守られ、それぞれの価値観に基づいて多様な生き方を主体的に選択できる）
 - ②「いきいきと暮らす」社会の実現を目指す（あらゆる場面で男女共同参画を進め、男女の力を等しく発揮しあう）
- ・計画の体系は計画書 19 ページ（第 1 節～第 4 節）を参照

会 長 : 質問はあるか。行政の計画とは一体どういうものなのか等、素朴な疑問で結構です。この計画自体を理解するためにぜひ質問を。

委 員 : 計画とは、そもそも事業担当課からの発案が多いのか。つまり、事業があつて計画の枠組みを構築しているのか、それとも計画の枠組みができて事業をあてはめるのか（トップダウン）。質問の意図は、現場の意見が反映された事業は、担当課の動機（モチベーション）につながると考えるからである。PTA 活動も同様。発案が活かされれば事業の原動力にもなる。

事務局 : 計画策定の際には庁内の策定委員会等と調整連携し、既存の事業を計画の枠組みにはめていくといった方式がほとんどである。

会 長 : では、計画の原案をつくるにあたっては、策定委員会等が骨格をつくり、各課へこういう事業ができるかと言って新たに調整するものが多いのか、それとも今まで取り組んでいる既存事業をあてはめるのが多いのか。

事務局 : 既存の事業であっても、保育の実施や就労支援、相談事業など、それが男女共同参画社会の実現や働く男女の環境整備となる事業がある。そういう意味で、

既存事業が計画に掲げられる場合も多い。

委員：審議会委員の本来の仕事でないが、自身の現場や地域活動の中で、1人でも多くの方々に男女共同参画の意識啓発ができるよう、市の事業（講演会等）をアピールしたい。講演会のチラシや案内をPTAに配布してもらおうことがあるが、実際にPTA会長の手元に届くまでには日程がギリギリで、行きたくてもスケジュールが難しいという経験があった。年間スケジュールや概要が把握できれば、審議会委員として市の事業に協力したい。

委員：市の計画は平成19年度からの10年計画。すでに7年が経過する。毎年の年次報告書（推進状況調査報告書）を読んでも、長期的スパンでの変化が捉えにくい。7年の進み具合が一目でわかる資料などがあるのか。

事務局：年次報告書は前年度実績を報告している。数値で標記できない抽象的な表現も多く、見える化（可視化）しづらい点はある。その点（進捗管理の在り方）も含めて、意見いただきたい。

委員：7年分（7冊）報告書を見れば、推進したか見えるが、逆にいうと7冊みないと把握できない。

委員：今期の審議会が、長期的スパンで捉える必要があるのかだろうか？なぜなら、できなかった事業はあるにせよ、市の担当課がその理由もコメントし、目標（進むべき目的）に沿って施策を進めていることは事実。だとしたら、審議会の議論は代表的な施策に焦点を絞るとか、今の時期はこの分野に特化しても良いのでは。審議会は年3回しかないのだから。

会長：推進状況調査報告書は毎年出ているので、7年間を把握しようと思えばできる。小平市公式ホームページや1階の市政資料コーナー、図書館などでも閲覧公表されている。

委員：毎年発行される「推進状況調査報告書」の平成24年度実績版では、24年度実績が書かれ、事業実績に対する担当課コメントが書かれているが、前年度比較ができるように、23年度実績が掲載されるべきでは。最低でも2年間の動きがわかると良い。例えば「実績なし」だと、前年度は実績があったのか、それともずっと実績がないのか、が読み取れない。市の決算書にも前年度があるように、比較ができると良い。

とかく男女共同参画というと、女性の比率や、女性とその場に何人存在するか、という数の議論が多く取り立たされるが、今の時代は、両方（男性も女性

も)の視点で進めるのが、真の男女共同参画であろう。自身は男性として、長年、女性が圧倒的に多い保育現場で働いている。男性が少数派という立場で言えば、女性の職場に男性も参画できるような方策も含めていくべきだろう。小平市職員の男女割合(推進状況調査報告書30ページ)では、福祉系(保育士)で管理職100%が女性、係長職も100%が女性、その他の職は140人いるにも関わらず100%全員が女性。男性が1人もいない。いわば男女不平等参画ともいえる。ようやく今年の4月から、市立保育園で男性保育士を採用したと聞く。23区内では平均10%を超す男性保育士がいるようだ。女性だけでなく男性の職域拡大も大事。

会 長 : 前年度比較が必要という提案は、前述の「トップダウンの事業はおざなりになる傾向があるのでは…」という危惧にも繋がる。現場の実情を踏まえていない事業は、そのような危惧に繋がってしまうので、ある程度ポイントを絞り込み、変えた方がよいことはどこなのかを見極めないと組織は動かない、という結果になるだろう。なお、審議会は予算上年3回であるが、計画の策定を踏まえれば、多少の融通も必要となってくるだろう。

委 員 : 昨年度(平成25年度)実績について、事業担当課への調査はもう行なったのか、これから調査を依頼するのか。

事務局 : 6月中に調査する。

委 員 : では、前述の指摘を受け、前年度比較を含めた報告書にすることは可能か。コメントも必要だとは思いますが、実績をきちんと並べてほしい。評価する我々もわかりやすい。

事務局 : 推進状況調査報告書は、正確に把握し、分かりやすく市民に公表にしたいと考えている。委員から意見をいただくのはありがたい。
また、施策を評価する際の基準や視点など、次期計画の策定も視野に入れつつ議論していただきたい。1つ1つの事業、例えば講演会の実施について言えば「何回講座を開催した」「何人参加した」といった“活動そのもの”を評価することも大事だが、講演会の開催を継続実施することで市民の意識が向上するといった長期的な効果(成果)を評価する視点が必要。成果を得るための1つ1つの事業であるから、評価方法も難しい。

会 長 : では、今年の推進状況調査報告書は前年度比較ができるよう、変更する。

委 員 : この審議会や男女共同参画推進条例の存在を、どれほどの市民が知っている

のだろう。市が取り組んでいる男女共同参画の事業について、委員自身の周りの方々に訊いてみてはいかがだろうか。男女共同参画は、意識啓発して普及しないと意味がない。本来の審議会の役割ではないかもしれないが、委員は皆、現場を持っている。その利点を活かし、地域の間関係のなかで訊いてみては。

会 長 : では次回の審議会までの宿題とする。

暮らしている（働く）現場で、

①男女共同参画をめぐる状況（課題）がどうなっているか

②市の男女共同参画の取り組みや条例を、どの程度知っているか

を訊いてくることとしたい。各自、よろしく願いたい。

委 員 : 小平市の条例のリーフレット（子ども用）はとても良い。大人（保護者）にもわかりやすい。このリーフレットは、学校などで活用されているのか。道徳の授業等で活用できれば良いのでは。

事務局 : 条例施行の際に配布したリーフレットである。

委 員 : リーフレット等は、子どもたちのため授業等で活用できるよう、学校経営協議会に働きかけても良いのでは。行政が発行するリーフレットは、作ったときに配って終わり、というパターンが多い。活用する視点を持って、連携と継続が必要。

また、推進計画の期間が10年間だが、行政計画としては長い。長期計画であれば、通常は中間見直しが位置づけられるものだが、位置づけもない。計画には、「社会情勢の変化等により必要が生じれば、それに応じて見直し…」とある。いま日本は、景気低迷から転じて景気回復に向かっている。子育て支援もついても、新制度がはじまった。社会情勢は変化しているように思うが、市は計画を見直すつもりか、確認したい。

事務局 : このまま平成28年度まで、見直しは行わない。市では2年ごとに、市政世論調査を実施し、市民の意識を捉えているが、男女共同参画の意識はまだまだ低いとって過言ではない。現状をそのように捉えている。

委 員 : 計画に掲げる事業を細かく見ると、10年計画には適当でないような事業もある。（例えば25ページ「保育事業の充実」市内保育施設入所可能数の一覧表作成。すでに作成は終わっており、さらに「地域の子育て支援の充実」子育ての知恵袋事業は平成24年度で終了している）

10年計画としては無理があり、つまり見直しを図るべきだったのではないだろうか。

会 長 : 10年プランは長く、また、計画に掲げる事業は、現実に即した形でリストアップされるべきという意見である。

委 員 : 毎年6月23日から29日の1週間は「男女共同参画週間」である。学校を通じて文科省から通知がくるが、この週間に合わせた市の事業はあるのか。

事務局 : 国(内閣府)が定める男女共同参画週間には、毎年、講演会等を通じて啓発事業を行っている。(今年度は、週間より早めの6月7日を予定)また、庁舎1階でパネル展示を行う予定。なお、この1週間は他自治体でのイベントも多く、講師や日程も重なることが多いのも事実。しかし市民に対する意識啓発の絶好の機会。この機会を捉えて男女共同参画を効果的に啓発したい。

議題(3)平成26年度事業概要

事務局 : 資料5(平成26年度事業予定)の説明

会 長 : 質問があれば。

委 員 : 庁舎1階でのパネル展示、アンケートの実施など、すでに企画があるのか。

事務局 : 現在企画中である。

事務局 : 計画書13ページをご覧いただきたい。計画の基本理念として、小平市は、
①基本的人権が守られ、それぞれの価値観に基づいて、多様な生き方を主体的に選択できる「すべての人が自分らしく」あり続けることのできる社会の実現
②あらゆる場面において男女共同参画を進め、男女の力を等しく発揮しあいながら発展していく「いきいきと暮らす」社会の実現
を目指している。計画書の108事業の実施と進捗管理によって、最終的には、小平市民が「自分らしく」「いきいきと暮らす」ことを実感できるようになったか、という視点をもって評価いただきたい。
また、次期計画の策定について。通常、計画をつくる際には、現状と課題を把握するためのニーズ調査を行なう。市役所の仕組みも大事だが、前回のニーズ(意識)調査から、市民の意識がどれだけ変わったかが重要で、そこが評価に値するところ。どうか目先の事務事業だけ捉われず、この先10年を見据えた評価・ご意見をいただきたい

委 員 : この2つの理念が、いわば大きな目標である。大きい目標がゆえに、その目

標を見据えながらも、どのように1つ1つの事業を捉えるか難しいと感じる。自分自身が、「自分らしく…」「いきいきと暮らす」と実感できているか、といったような個人的な立場で評価するのが良いのか悩む。

会 長 : もちろん、委員自身の感じたこと、それが出発点であっていいと思う。意識（目標）と事業の在り方（関係性）は難しい。

さらには、男女共同参画の施策は、どの範囲までを政策領域にしておくのか、といった点も難しい。行政計画の実際は、関係ありそうな事業を全て網羅する（計画書に掲げる）傾向があるため、多事業になるわけだが、計画の構成としてはもっと絞っていいのではないか、という議論もあり得る。

小平市では、男女共同参画の計画に、保育施策（子育てと仕事の両立支援として）を網羅しているが、これも考え方によっては、保育や子育て支援施策は、子ども子育て新制度に基づく計画でしっかり位置づけて取り組んでもらい、男女共同参画はよりポイントを絞っていく（子育て支援は子育て支援計画に譲ってラインナップしない）といった方法だってあり得る。

前述の事務局の説明は、市民にとってわかりやすくするための表現なのだと理解してほしい。

●次回は8月1日（金）午前10時から正午 庁舎5階 502会議室を予定